# 横浜市勤労者福祉共済事業業務委託 受託候補者選定に係る実施要領

## (趣旨)

第1条 「横浜市勤労者福祉共済事業業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(平成17年4月1日制定)(以下「実施取扱要綱」という。)及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準(平成17年4月1日制定)に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

## (実施の公表)

- 第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業 務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。
  - (1) 当該事業の概要等
  - (2) プロポーザルの手続き
  - (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
  - (4) 評価委員会及び評価に関する事項
  - (5) その他必要と認める事項

## (提案資格)

- 第3条 プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。
- (1) 平成 29・30 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)の営業種目「その他の委託等」に登録している者。又は参加意向申出書を提出した時点で、横浜市一般競争入札資格者名簿(物品・委託等関係)に登録申請中であり、受託者を決定する期日までに登録が完了している者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者。
- (3)参加意向申出書の提出期限の日から受託者を特定する期日まで、横浜市一般競争 参加停止及び指名停止等措置要綱(平成16年4月1日)の規定による停止措置を受 けていない者であること。
- (4) 共同事業体で提案する場合は、次のとおりとする。
  - ア 構成する全ての事業者が(1)~(3)の要件を満たしていること。
  - イ 代表事業者を定め、参加意向申出時に、定められた様式により「共同事業体の 結成に関する申請書」「共同事業体連絡先一覧」を提出すること。提出後の代表 事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。
  - ウ 共同事業体の構成事業者が、単独事業者又は他の共同事業体の構成事業者として、本業務のプロポーザルに重複して参加することはできないものとする。
  - エ 選定された際には、別途定める期日までに、各事業者の責任分担を明確に定め た組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出すること。

#### (審議事項)

- 第4条 本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は、経済局入札参加資格審査・ 指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において実施し、審議事項は、 次のとおりとする。
  - (1) プロポーザル方式の実施に関する審査

- ア プロポーザルの手続き及び公募条件の決定
- イ プロポーザルの評価委員の決定
- ウ プロポーザルの評価方法の決定
- エ プロポーザル関係書類提出要請書(以下「提出要請書」という。)の審査
- オ その他必要と認めるもの
- (2) 受託候補者の特定に関する審査
  - ア プロポーザルの評価
  - イ 受託候補者の特定
  - ウ プロポーザルの評価結果の通知

#### (事業期間)

- 第5条 事業期間は平成30年度から平成34年度までの5箇年とし、このことを踏まえ 業務内容の提案について審査するものとする。
- 2 平成30年度の委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- 3 平成 31 年度以降の委託契約については、年度ごとに業務実績等の履行状況を適正 に審議した上で、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会で次年度の契 約を決定する。

## (参加表明手続)

第6条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

#### (提案資格の確認等)

第7条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第3条に定める 提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

### (提案資格確認の通知)

第8条 実施取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができるものとする。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の 午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

### (提出要請書)

- 第9条 プロポーザル提案書の提出は、提出要請書により要請するものとし、提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示する。
  - (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

## (提案書の内容)

第 10 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式等は、別

に定める。

- (1) 当該業務の目的を達成するための実施方針
- (2) 当該業務の具体的な実施体制(組織、人数)
- (3) 実施基本計画と実施詳細計画
- (4) 平成30年度に向けた当該業務の移行計画
- (5) 会員加入促進に向けた計画
- (6) その他当該業務に効果的な事業提案等

#### (評価)

- 第11条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1)業務全体に関する視点
    - ア 横浜市勤労者福祉共済条例の趣旨、事業の目的についての理解度
    - イ 実施方針の妥当性・実現性
    - ウ 実施計画の妥当性・実現性
    - エ 現状のサービスとの比較、連続性
    - オ 平成30年度に向けた業務移行計画の妥当性・実現性
    - カ 会員加入促進に向けた計画の実現性
    - キ その他当該業務に対する意欲等
  - (2) 会員サービスに関する視点
    - ア 健康を促進するサービスの充実度
    - イ 生活を支えるサービスの充実度
    - ウ 余暇を有意義にするサービスの充実度
    - エ その他事業者や会員及びその家族の福利厚生に寄与するサービスの充実度
    - オ 特筆すべきサービスの有無
    - カ 会員ニーズの調査と反映方策
  - (3) 実施体制に関する視点
    - ア 実施体制 (構成・人数) の実効性
    - イ 類似業務の受託実績
    - ウ 個人情報保護に関する社内規定等の整備状況
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通 知する。
- 5 提案者が市内中小企業の場合には、評価の満点の5%を加点する。共同事業体で構成事業者に中小企業が入っている場合には、加点の対象とする。
- 6 加点前の評価点が評価の合計の 6 / 10 以上の場合で、最も評価点の高い提案から順に特定する。
- 7 評価点が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
- (1) 会員サービスに関する視点の得点が上位の者
- (2) 5点の評価点項目が多い者
- (3) 加重項目に2点以下の評価のない者

## (プロポーザル評価委員会の設置)

第12条 プロポーザルの評価は、横浜市勤労者福祉共済運営審議会(以下、審議会という。)を評価委員会とし、次の各号に定める事項について、その業務を行う。また、

評価委員会は、評価結果を選定委員会に報告するものとする。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) ヒアリング
- (4) プロポーザルの評価の集計及び結果の報告

### (評価結果の審査)

- 第 13 条 選定委員会は評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会に おいて、次の事項について審査する。
  - (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
  - (2) 審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
  - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定。
  - (4) 特定・非特定結果通知に記載する理由。
  - (5) その他必要な事項。

### (評価結果の通知)

第14条 実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができるものとする。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の 午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### (停止条件)

第15条 平成30年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする。予 算の議決がされないときは、本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は成立し ないものとする。

#### 附則

この要領は、平成29年9月29日から施行する。